

# シンポジウム

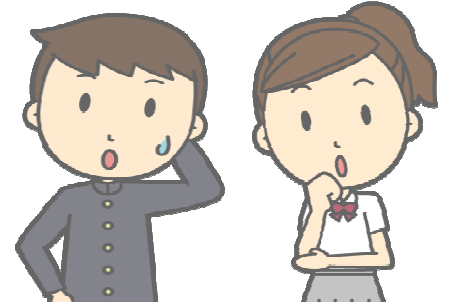
申込不要・参加無料

# 成年年齢引下げ問題を考える ～若年消費者のトラブルと引下げの問題点～

日時: 2017年9月30日 **土**

午後1時30分～午後4時30分

※開場:午後1時予定



場所: 弁護士会館10階1001・1002会議室

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げようという動きが具体化しています。しかし、なぜ引き下げる必要があるのでしょうか、説得的な説明はありません。また、重要な問題であるにも関わらず、必ずしも国民の間で十分な議論はなされていません。

現在、未成年者は、高価な買い物をするときに原則として親の同意が必要でし、同意がなければ契約を取り消すことができます。これを未成年者取消権といい、消費者被害防止の最大の「防波堤」となっているのです。しかし、成年年齢が18歳に引き下げられると、18歳、19歳の若者は、契約を取り消すことができなくなります。

それなのに、現状では、消費者被害の拡大を防止するために十分な対策が立てられているとはいえません。今回のシンポジウムでは、以上のような問題を学ぶ機会にしたいと考えています。

## プログラム (予定)

- ◆ 講演  
「成年年齢の引下げと若年消費者保護について」  
坂東 俊矢 教授 (京都産業大学)
- ◆ 報告「成年年齢引下げに関する動向と消費者被害の防止」  
弁護士 平澤 慎一  
(日弁連消費者問題対策委員会成年年齢引下げ問題PT座長)
- ◆ 報告「消費者契約法の改正と若年者の消費者被害の防止」  
弁護士 山本 健司 (日弁連消費者問題対策委員会委員)
- ◆ 報告「消費者委員会成年年齢引下げ対応ワーキング・グループでの議論をふまえて」  
大森 節子氏 (NPO法人C・キッズ・ネットワーク理事長、  
内閣府消費者委員会委員・成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ委員)
- ◆ 寸劇 (コネット劇団 [NPO法人消費者情報ネット])
- ◆ リレー報告&コメント  
全国消費生活相談員協会/NACS/消費者支援機構関西(KC's)/  
弁護士/司法書士/大学生(学生団体スマセレ)/高等学校教諭/  
高等学校校長(大阪府高等学校長協会)



- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車  
出口(1)から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車  
1番出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車  
26号階段から徒歩約7分

主催: 大阪弁護士会 共催: 日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会(予定)  
【お問合せ先】 大阪弁護士会 委員会部 人権課 (電話: 06-6364-1227)